

解説資料

2 0 2 4 年 6 月
日本生命保険相互会社
団体年金コンサルティングG



【I. 議決事項について】

・ 財政決算に関する対応について	2
・ 許容繰越不足金の算出方法の変更に伴う規約変更・財政運営規程変更について	10
・ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変更に伴う財政運営規程変更について	11
・ 業務概況の周知の方法の選択肢の拡大に伴う規約変更・運用の基本方針の変更について	14
・ 必要事項の公告の方法に関する改正に伴う規約変更について	17
・ 通知の発出に伴う監事監査規程の変更について	19
・ 給付裁定時の添付書類の省略等に伴う規約変更・給付規程変更について	20
・ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善に伴う規約変更について	22
・ 福祉事業の具体内容の規約上の明確化について	23
・ AUPの導入に伴う財務及び会計規程変更について（資産額20億円超の総合型DB基金）	24
・ 代議員会の運営方法に関する規約・規程変更について	25
・ リスク対応掛金の拠出・リスク分担型企業年金の導入に伴う規程変更について	27

定例

追補

再掲

・定例のご対応事項を **定例** としております。

・年金NEWS2023.12.8「予算代議員会特集号」及び年金NEWS2024.1.11「予算代議員会特集号(続報)」以前で

ご案内していない事項を **NEW** ご案内済の事項を **再掲** としております。

(再掲のうち、今回内容を補ったものについては、**追補** としております。)

【Ⅱ. 報告事項について】

・ 資産管理運用業務に関する報告について	30
・ 資産運用委員会に関する報告について	31
・ DB法に基づく監査の結果について	32

再掲
定例

【Ⅲ. その他事項について】

・ 規約の変更に係る事業主への情報提供について	34
・ 押印を求める手続きの見直しについて	35
・ 代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供について	37

NEW
再掲

・ 定例のご対応事項を **定例** としております。

・ 年金NEWS2023.12.8「予算代議員会特集号」及び年金NEWS2024.1.11「予算代議員会特集号(続報)」以前で
ご案内していない事項を **NEW** ご案内済の事項を **再掲** としております。

(再掲のうち、今回内容を補ったものについては、**追補** としております。)

【I. 議決事項について】

概要

- DB制度では、規約に定める毎事業年度末に決算を行い、年金財政について検証（以下、「財政検証」）を行う必要があります。これら一連の手続きを「財政決算」といいます（DB法第59条～第64条）。
- 毎事業年度の事業報告及び決算は、代議員会の議決事項とされており（DB法第19条）、「事業に関する報告書」（以下、「事業報告書」）及び「決算に関する報告書」（以下、「決算報告書」）に区分して作成し、地方厚生局長等に提出するものとされています（DB法施行規則第117条）。
- 当該報告書は、監事の意見を付けて代議員会に提出し、議決を得ることとなります（DB法施行規則第117条）。

【行政宛書類の一覧】

- ・ 当社作成、基金作成の区分は当社総幹事基金様の場合を記載。
- ・ △印：該当した場合のみ当社からご提供いたします。

提出書類	様式	当社作成	基金作成	備考
事業報告書（鑑文）	—		○	当社提供の「事業報告書作成マニュアル」「雛形」により作成してください。
事業報告書（企業年金基金事業報告書）（※1）	C6-I		○	当社提供の「事業報告書作成マニュアル」「雛形」により作成してください。
事業報告書（給付設計に関する報告書）（※2）	C6-U	○		—
決算報告書				
財政決算基準日	C7-A	○		—
積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類	C7-I	○		—
積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）（※3）	C7-U	△		—
積立比率回復計画の実施状況（※4）	C7-U			—
積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（積立超過）（※5）	C7-E	△		—
貸借対照表、損益計算書（注）	C7-K	○		—
年金数理に関する確認	C1	○		—
年金数理人の所見（※6）	—	△		—
監事意見書	—		○	当社提供の「雛形」により作成してください。
代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—

当社提供の「事業報告書作成マニュアル」「財決マニュアル」、「財決マニュアル別冊」、「雛形」をお持ちでない場合は、当社担当者にお申し出ください。

（注）業務経理業務会計、業務経理福祉事業会計については、当社提供の「財決マニュアル別冊」、「雛形」により基金にて作成してください。

※1 事業報告書の参考数値として、以下の資料を提供しております。

- ・ 事業報告書作成用基礎資料 : 「保険資産に関するご報告」に添付
- ・ 事業報告書作成にあたっての基礎データ連絡 : 「決算に関する報告書」に添付

※2 当報告書は当社作成の案を提供しますので、内容を確認のうえ提出資料としてご使用ください。

※3 財政検証により、非継続基準に抵触した場合のみ提供いたします。

※4 前回以前の財政検証において非継続基準に抵触し、回復計画を実施中の場合に作成します。

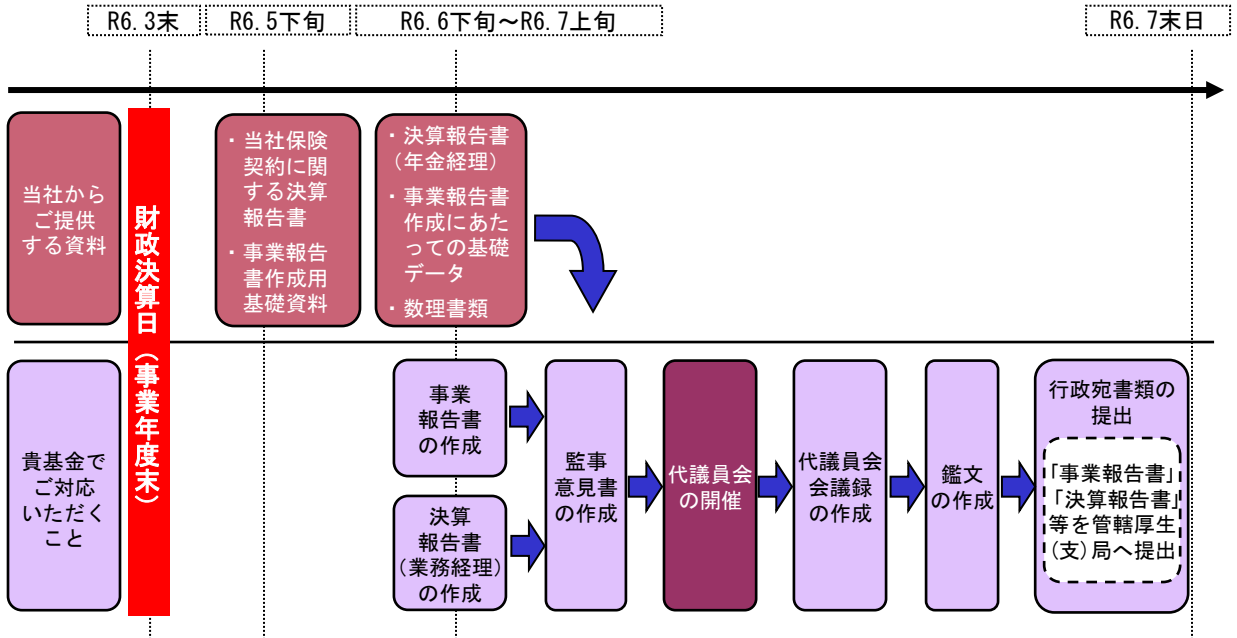
※5 財政検証により、積立超過状態と判明した場合に作成します。

※6 財政検証で基準に抵触した場合等に、年金数理人の判断で作成される書類です。

<行政宛書類の提出までの流れ>

* 3月末を決算日とする、当社総幹事基金の場合を記載しています。

【提出期限】

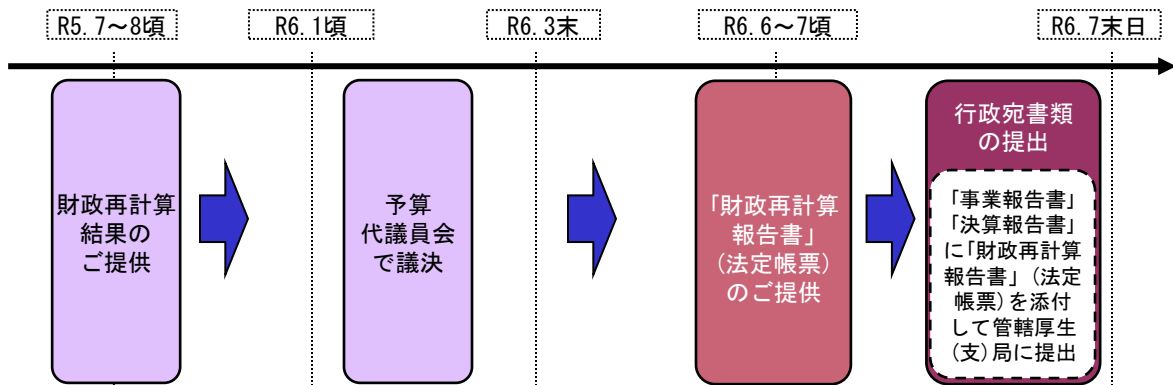


<財政再計算対象の基金の取扱い>

* 3月末を決算日とする、当社総幹事基金の場合を記載しています。

- 令和4年度末基準日の財政再計算対象の基金のうち、財政再計算で掛金率が変わらず、規約変更を行う必要がなかった基金については、令和5年度の「事業報告書」「決算報告書」に「財政再計算報告書」(法定帳票)を添付して、令和6年7月末までに管轄厚生(支)局に提出することとなります(D B法施行規則第51条)。
- なお、令和6年6~7月頃に、当社から「財政再計算報告書」(法定帳票)をご提供します。

【提出期限】



行政手続き

- 財政決算の後、毎事業年度終了後4カ月以内※¹に「事業報告書」及び「決算報告書」等を地方厚生局長等に提出する必要があります（DB法第100条）。

項目	内容
提出先	管轄厚生（支）局
提出期限	毎事業年度終了後4カ月以内※ ¹
提出書類の様式	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙サイズ：A4版（縦） ・通し番号を付与※² ・関係書類は一纏めのうえ、左余白2カ所をホチキス止め
提出部数	2部（「基金控え」を含めて、3部ご用意ください。）
提出方法	原則として郵送でご提出ください。 （持参による提出も可能となっております。）

※¹ 管轄厚生（支）局により、提出期限が異なる可能性がありますので、適宜、ご確認ください。

※² 「鑑文」から「代議員会会議録謄本又は抄本」まで、提出書類下部中央に通し番号を追記してください。

※³ 別紙1、P35のとおり、財政決算書類については一律押印不要とされております。

（押印しての提出も可。押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。）

経理処理

財政決算報告に伴う経理処理

【決算年度の処理】

- ・6月末～7月上旬頃の総幹事会社からの財政決算報告を受けて、決算年度の責任準備金、未払給付費、未払移換金、未収受換金等、未収脱退一時金相当額受入金について、決算仕訳を行います。

【責任準備金】

→前年度決算額と当年度決算額との増減額を計上

【未払給付費、未払移換金、未収受換金等、未収脱退一時金相当額受入金】

→前年度の決算額を戻入したうえで、当年度の決算額を新たに計上（期末洗替処理）

【新年度の処理】

- ・仮締処理の段階で、一旦、残高を新年度に繰り越しているため、決算年度の処理と同額だけ、新年度の処理として、責任準備金、未払給付費、未払移換金、未収受換金等、未収脱退一時金相当額受入金と未処分基本金を増減させます。

<責任準備金>

（経理処理例）令和6年7月5日、総幹事会社からの財政決算報告で、責任準備金が前年度決算額から3,700,000円増加していることが判明した。

【決算年度の処理】

年金経理

令和6年7月5日

決算仕訳帳

勘定科目		金額 (円)	摘要	勘定科目		金額 (円)
中分類	小分類			中分類	小分類	
責任準備金 増加額	責任準備金 増加額	3,700,000	財政決算 報告分	責任準備金	責任準備金	3,700,000

【新年度の処理】

令和6年7月5日

振替伝票

借 方			貸 方	
未処分基本金		中分類勘定科目		責任準備金
金額 (円)	小分類勘定科目	摘要	小分類勘定科目	金額 (円)
3,700,000	未処分基本金	責任準備金増加額 (令和5年度)	責任準備金	3,700,000
3,700,000	合 計			3,700,000

<未払給付費・未払移換金>

→以下は「未払給付費」の例。「未払移換金」も同様。

(経理処理例) 令和6年7月5日、総幹事会社からの財政決算報告を受けて、令和4年度末の未払給付費200,000円を戻し入れ、令和5年度末の未払給付費250,000円を計上した。

【決算年度の処理】

年金経理

令和6年7月5日

決算仕訳帳

勘定科目		金額 (円)	摘 要	勘定科目		金額 (円)
中分類	小分類			中分類	小分類	
未払給付費	未払給付費	200,000	期末洗替消去 (前年度決算額)	老齢給付金	年金給付	200,000
老齢給付金	年金給付	250,000	期末洗替計上 (当年度決算額)	未払給付費	未払給付費	250,000

【新年度の処理】

令和6年7月5日

振替伝票

借 方		貸 方		
未払給付費		中分類勘定科目		未処分基本金
金額 (円)	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額 (円)
200,000	未払給付費	老齢給付金 (令和4年度)	未処分基本金	200,000
200,000	合 計			200,000

令和6年7月5日

振替伝票

借 方		貸 方		
未処分基本金		中分類勘定科目		未払給付費
金額 (円)	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額 (円)
250,000	未処分基本金	老齢給付金 (令和5年度)	未払給付費	250,000
250,000	合 計			250,000

<未收受換金等、未収脱退一時金相当額受入金>

→以下は「未收受換金等」の例。「未収脱退一時金相当額受入金」も同様。

(経理処理例) 令和6年7月5日、総幹事会社からの財政決算報告を受けて、令和4年度末の未收受換金等40,000円を戻し入れ、令和5年度末の未收受換金等100,000円を計上した。

【決算年度の処理】

年金経理

令和6年7月5日

決算仕訳帳

勘定科目		金額 (円)	摘 要	勘定科目		金額 (円)
中分類	小分類			中分類	小分類	
受換金等	受換金等	40,000	期末洗替消去 (前年度決算額)	未收受換金等	未收受換金等	40,000
未收受換金等	未收受換金等	100,000	期末洗替計上 (当年度決算額)	受換金等	受換金等	100,000

【新年度の処理】

令和6年7月5日

振替伝票

借 方		貸 方		
未処分基本金		中分類勘定科目		未收受換金等
金額 (円)	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額 (円)
40,000	未処分基本金	受換金等 (令和4年度)	未收受換金等	40,000
40,000	合 計			40,000

令和6年7月5日

振替伝票

借 方		貸 方		
未收受換金等		中分類勘定科目		未処分基本金
金額 (円)	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額 (円)
100,000	未收受換金等	受換金等 (令和5年度)	未処分基本金	100,000
100,000	合 計			100,000

ご留意点

- ・平成29年1月1日施行の政省令等改正を受けて、確定給付企業年金の財政運営の考え方が変更となりました。新しい財政運営の考え方は、2018（平成30）年1月1日以降を計算基準日とする財政再計算から強制適用されています。
- ・これに伴い、決算において新しい財政運営の考え方が適用され、かつ財政状態がいわゆる『財政均衡』である場合、財政決算報告に伴う処理の結果、当年度剰余金、当年度不足金がいずれも「ゼロ」となる可能性があります。
- ・当年度剰余金、当年度不足金がいずれも「ゼロ」となる場合は、以下の『当年度剰余金・当年度不足金の計上』『当年度剰余金・当年度不足金の処分』にかかる決算年度の処理、新年度の処理が不要となりますので、ご留意をお願いいたします。

当年度剰余金・当年度不足金の計上

【決算年度の処理】

- ・仮締処理以降に追加処理された損益計算書に属する勘定科目について、追加金額を損益集合勘定へ振替えます。
- ・そのうえで、損益集合勘定の貸借差額を、決算仕訳により当年度剰余金勘定または当年度不足金勘定に振替えます。
 損益集合勘定が借方残高 → 当年度不足金勘定に振替え
 損益集合勘定が貸方残高 → 当年度剰余金勘定に振替え
- ・財政決算報告書の当年度剰余金または当年度不足金と一致していることをご確認ください。

（経理処理例）損益集合勘定の貸方に発生した残高360,000円を当年度剰余金勘定に振替えた。

【決算年度の処理】

年金経理

令和6年7月5日

決算仕訳帳

勘定科目		金額 (円)	摘 要	勘定科目		金額 (円)
中分類	小分類			中分類	小分類	
損益集合		360,000	基本金勘定 へ振替	当年度剰余金		360,000

当年度剰余金・当年度不足金の処分

【新年度の処理】

- ・新年度の処理で、代議員会の議決を得たうえで、当年度剰余金・当年度不足金の処分を行います。
- ・代議員会の議決が行われた日付で、未処分基本金（当年度剰余金または当年度不足金と同額）について、別途積立金または繰越不足金勘定に振替えます。

（経理処理例）令和6年7月19日実施の代議員会で、令和5年度の当年度剰余金360,000円の全額を繰越不足金の処分に充当することを議決した。

【新年度の処理】

令和6年7月19日

振替伝票

借方		貸方		
未処分基本金		中分類勘定科目		繰越不足金
金額（円）	小分類勘定科目	摘要	小分類勘定科目	金額（円）
360,000	未処分基本金	剰余金処分	繰越不足金	360,000
360,000		合 計		360,000

＜ご参考：当年度剰余金・当年度不足金に関する仕訳例＞

● 当年度剰余金が発生したケース

● 当年度不足金が発生したケース

〔全額を繰越不足金の処分に充当〕

借方	貸方
未処分基本金	繰越不足金

〔全額を別途積立金の取崩で充当〕

借方	貸方
別途積立金	未処分基本金

〔全額を別途積立金の積増に充当〕

借方	貸方
未処分基本金	別途積立金

〔全額を繰越不足金として処理〕

借方	貸方
繰越不足金	未処分基本金

〔繰越不足金の処分に充当及び別途積立金の積増に充当〕

借方	貸方
未処分基本金	繰越不足金 別途積立金

〔別途積立金の取崩で充当及び繰越不足金の処理〕

借方	貸方
別途積立金 繰越不足金	未処分基本金

注) 繰越不足金の処分に充当しても、なお剰余金が残る場合は、残額を別途積立金とします。

注) 別途積立金の取崩で充当しても、なお不足金が残る場合は、残額を繰越不足金とします。

対象

- 財政検証（継続基準）を受けて許容繰越不足金の算出方法を変更する基金。

概要

- 財政検証の継続基準に用いる許容繰越不足金は、次のいずれかの算出方法を規約に定めることとされています。

- ① 今後20年間における標準掛金収入現価（掛金の計算に用いた予定利率による）に規約で定める率（15/100を超えないこと）を乗じた額
- ② 責任準備金の額に時価による積立金の額の変動を勘案して規約で定める率（15/100を超えないこと。ただし、積立金の額の評価に数理的評価を用いている場合には、10/100を超えないこと）を乗じた額
- ③ ①と②のいずれか小さい額

- 規約で定めた許容繰越不足金の算出方法については、給付額の大幅な見直し等、合理的な理由がある場合を除き、原則継続的に使用することになります。
- 合理的な理由があり、規約で定めた許容繰越不足金の算出方法を変更する場合には、代議員会で議決のうえ、規約変更及び財政運営規程の変更が必要です。
- この場合、決算年度の決算書類を当局宛に提出すると同時、または提出するまでに、許容繰越不足金の算出方法に係る規約変更を当局宛に届出することにより、当該決算年度から、許容繰越不足金の算出方法を変更することが可能とされています。

議決する内容

- 許容繰越不足金の算出方法を変更することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

【規約変更】

- 代議員会の議決。

【財政運営規程の変更】

- 代議員会の議決。

許容繰越不足金の算出方法の変更については、当社までご相談ください。

行政手続き

【規約変更】

- 届出。

【財政運営規程の変更】

- 行政手続きは不要。

対象

- 令和5年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率または令和6年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更する基金。

概要

- ▶▶ 「年金NEWS2024.03.08【DB】DBIにおける2024年度の「下限予定利率」・「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について」を参照
- ▶▶ 「年金NEWS2023.03.07【DB】DBIにおける2023年度の「下限予定利率」・「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について」を参照

- 「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の変更については、今回の代議員会により、令和5年（2023）年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率や、令和6（2024）年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更することができます。
- 「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、財政運営規程に定められています。変更する場合には、代議員会で議決のうえ、財政運営規程の変更が必要です。

【令和5（2023）年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率について】

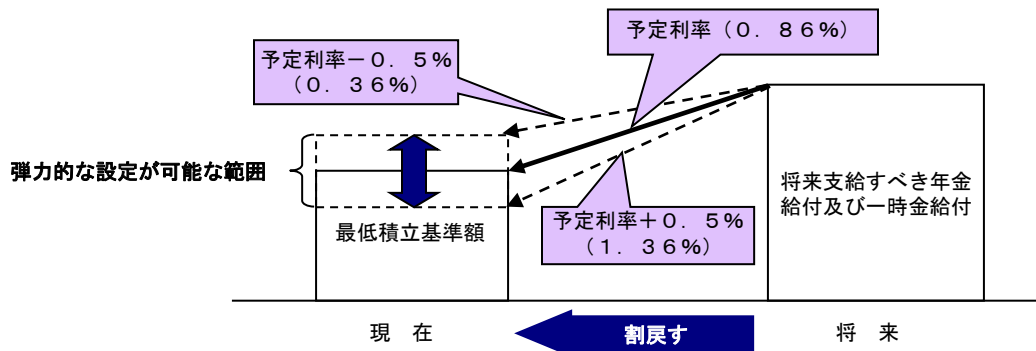
- ・ 令和5（2023）年3月6日付告示（厚生労働省告示第60号）により、非継続基準の財政検証における「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、最低積立基準額を算定する際の基準日が令和5年度中となる場合、0.71%※となることが示されています。
- ・ 0.71%に、0.5%以内の数値を加減して得た率（0.21%～1.21%）を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です。

【令和6（2024）年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率について】

- ・ 令和6（2024）年3月8日付告示（厚生労働省告示第71号）により、非継続基準の財政検証における「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、最低積立基準額を算定する際の基準日が令和6年度中となる場合、0.86%※となることが示されています。
- ・ 0.86%に、0.5%以内の数値を加減して得た率（0.36%～1.36%）を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です。

※「30年国債の直近5年平均」の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

<令和6（2024）年度の例>



＜ご参考：「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移＞

年 度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
予定利率	0.81%	0.63%	0.66%	0.71%	0.86%

＜ご参考：告示された率に「0.5%」以内の数値を加減した率を用いる場合の、加入者及び受給権者等に対する情報提供について＞

- 告示された率に「0.5%」以内の数値を加減した率を用いる場合、「加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと」とされています。
- 厚生労働省からは、情報提供を行う場合の方法・時期・内容については、以下のとおりとするとの見解が示されています。（2012年の照会に対する厚生労働省からの回答）

厚生労働省の見解（照会に対する回答）	
情報提供の方法	<p>[加入者に対する情報提供の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概況の周知方法に準じ、以下のいずれかの方法とすることで差し支えない。 <ol style="list-style-type: none"> ①各実施事業所の見やすい場所へ掲示する方法 ②書面を交付する方法 ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法 ④その他周知が確実に行われる方法 <p>※令和5（2023）年12月27日付省令改正に伴い、業務概況の周知方法の選択肢の拡大が行われております。（別紙1、P14参照）</p> <p>[受給権者等に対する情報提供の方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～④のうち周知が確実に行われる方法、例えば、書面の送付や基金の公式HPへの掲載等を行うことでよい。
情報提供の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び受給権者等への情報提供の時期は、 <ol style="list-style-type: none"> ①代議員会での議決を得る前に周知させる ②代議員会での議決を得た後に周知させる のいずれでもよい。
情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の内容は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> －最低積立基準額の算定に用いる予定利率について、告示された率を調整した利率を用いること －そのことにより、最低積立基準額が減少（増加）し、基金解散・制度終了時の残余財産額（分配額）が減少（増加）する可能性があること

議決する内容

- 令和5（2023）年度の財政検証（非継続基準）を受けて、令和4年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更する場合、財政運営規程に定めている「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を変更することについて、議決を得る必要があります。
- 令和6（2024）年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率をあらかじめ変更する場合、財政運営規程に定めている「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を変更することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決。

行政手続き

- 行政手続きは不要。

対 象

- 全基金

概 要

- 令和5（2023）年12月27日、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第165号）が公布され、同日施行されました。この中で、企業年金基金の運営に関するものとして、企業年金基金が行う「業務概況の周知」の実施方法について、クラウドサービスを用いた方法にて実施することも可能になるなど、選択肢の拡大が行われました。

これにより、規約の変更が必要になる可能性があります。また、運用の基本方針に「業務概況の周知」に関する記載がある場合は、運用の基本方針の変更が必要です。【追補】

（1）規約の変更について

規約の変更時期については、生命保険協会からの照会に対して、厚生労働省より以下の回答を得ております。

- ・ 法改正の施行日後、遅滞なく規約変更を行う。
- ・ 施行同時の規約変更を求めるものではない。

【企業年金基金における業務概況の周知の方法】

改正前	改正後
<p>周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法 ・ 書面を加入者に交付する方法 ・ <u>磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</u> <p>・ その他周知が確実に行われる方法</p>	<p>周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法 ・ 書面を加入者に交付する方法 ・ <u>電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法（※1）</u> ・ <u>電子情報処理組織を使用する次の方法により加入者に提供する方法（※2）</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> － <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</u> ・ その他周知が確実に行われる方法

※1、※2に該当する周知方法としては、通知（年発1227第1号 令和5年12月27日）の参考資料において、以下のとおり示されております。

(※1) 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

- 例1：PC端末の内蔵ハードディスクに記録し、当該PC端末を実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合
 例2：USBメモリに記録し、当該USBメモリを挿入したPC端末を各実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合

(※2) 電子情報処理組織を使用する方法

- 1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 例1：電子メールを使用して情報の授受を行う場合
 例2：電子メール以外のインターネットを経由した情報伝達手段（SMSなど）を用いて、情報の授受を行う場合
- 2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- 例1：送信者がウェブサイトに情報を掲載し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合
 例2：送信者がクラウドサーバに情報を保存し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合

*今回の改正に伴い、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」についても、同様の改正（業務概況の周知の方法の選択肢の拡大）が行われております。
 （改正箇所：6 その他＞（3）加入者への業務概況の周知＞（加入者への周知））

<参考>

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う『確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）』の一部改正について」（年発1227第3号 令和5年12月27日）

追補

当該規約変更に伴う手続き等詳細については、「Nissay DB Information」（6月中を目途に発信）をご確認ください。（確定給付企業年金オンラインサービスの「事務連絡」に掲載しております。非ダイレクトの基金様については、郵送にてご連絡しております。）

追補

(2) 運用の基本方針の変更について

運用の基本方針に「業務概況の周知」に関する記載がある場合、規約の記載にあわせて変更をする必要があります。

運用の基本方針の記載例等については、「N i s s a y D B I n f o r m a t i o n」
(6月中を目途に発信)をご確認ください。

運用の基本方針の変更にあたり、「加入者の意見を聞く必要がある」とされています。※
加入者の意見を聞く方法について、以下①②のいずれかとする場合は、規約に規定されておりますので、規約に従い、対応をお願いいたします。

<加入者の意見を聴く方法>

- ①加入者代表を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置する方法
- ②代議員会の議決を経る方法(基金型のみ)
- ③業務概況の周知に合わせて、意見を聴く方法

※確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第375号)

※運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱いについては、以下年金NEWSをご確認ください。

■年金NEWS 2016年12月29日

「運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱いについて(続報)」

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2016/nenkin/nenkin_news_20161229.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2016/nenkin/nenkin_news_20161229_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2016/nenkin/nenkin_news_20161229_2.doc

対象

- 以下①②のいずれかに該当する基金を除く基金

- ①基金の加入者の数が1000人未満である基金
- ②基金が自ら管理するウェブサイトをもっていない基金

概要

- 令和5（2023年）年10月6日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令」、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布されました。（施行日：2023年10月16日）
これにより、企業年金基金が行う公告について、インターネットによる公告が義務付けられるとともに、インターネットによる公告の具体的な方法が定められました。
- インターネットによる公告の具体的な方法としては、「基金のウェブサイト（※1）への掲載」とされていますが、「基金の加入者の数が1000人未満である場合又は基金が自ら管理するウェブサイトをもっていない場合」については、インターネットによる公告を行うことを要しないとされています。

※1 公衆が閲覧できるウェブサイトへの掲載が必要となります。社内イントラネットのような限られた者しか閲覧できないウェブサイトは、広く公衆が閲覧可能なものにあたらな
と考えられます。

- 以上を踏まえ、対象となる基金においては、規約の変更が必要になります。規約の変更時期については、厚生労働省より、施行日以後、遅滞なく規約の変更を行う必要があるが、施行同時の規約変更まで求めるものではない、との回答を得ております。

【企業年金基金における必要事項の公告の方法】※2

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。 －官報への掲載 －基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金において公告しなければならない事項については、以下の方法によって公告を行う。 －官報への掲載 －基金の事務所（従たる事務所を含む）の掲示板に文書をもって掲示 －基金のウェブサイトへの掲載

※2 公告が必要とされる事項

- ・DB法施行令第8条、第9条・・・基金の設立に関する事項
基金の名称や事務所の所在地の変更
- ・DB法施行令第53条の2・・・基金の合併や分割に関する事項
- ・DB法施行令第58条、第59条、第63条第2項
・・・基金の解散や清算人、清算決了に関する事項

なお、厚生労働省から示された規約例のとおりとする場合、規約例において「公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する」とされている以下の項目についても、インターネットによる公告が前提となります。

- ・厚生労働省規約例第11条（互選代議員の選挙の方法）、第12条（当選人）
- ・厚生労働省規約例第14条（選定代議員の選定）
- ・厚生労働省規約例第17条（代議員会の招集手続）

この点については、厚生労働省より、今回の法令改正の趣旨を踏まえると、代議員会の公告についてもインターネット上で行うことが望ましい、との回答を得ております。

よって、規約例に定める、代議員会や代議員の選挙に関する事項についても、基金のウェブサイト上への掲載を実施するのが望ましいと考えられますが、インターネットによる公告を法令に定める公告事項のみとし、代議員会や代議員の選挙にかかる事項については、従来どおり（インターネットによる公告は不要）とする規約変更例②（別紙2、P32）の内容についても、厚生労働省より、差し支え無い、との回答を得ております。

ただし、この場合においても、施行令に基づく公告以外の公告についても可能な限りウェブサイトへの掲載を行うことを推奨します、との厚生労働省の見解が示されております。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

議決する内容

- 基金における公告の方法に「基金のウェブサイトへの掲示」を定める旨の規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

行政手続き

- 届出不要。（法令の改正に伴うものにつき、行政手続きは不要）

対象

- 「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」により監事監査を実施する基金。

概要

- 令和4（2022）年12月23日付通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」※の発出により、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙5「企業年金基金監事監査規程要綱」が改正され、監事監査の方法として「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」が追加されました。

※ 「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」（令和4年12月23日 年企発1223第2号）

- 上記の取扱いを実施する場合は、監事監査規程の変更が必要です。

【監事監査の種類・監査方法について】

改正前	改正後
・ 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により行うものとする。	・ 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面、 <u>実地又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとする。</u>

議決する内容

- 「オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式」により監事監査を実施することができる旨を監事監査規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 給付の裁定請求において、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から情報の提供を受けることにより、生年月日の確認を実施する基金（企業年金連合会との業務委託契約を締結している基金）。

概要

▶▶▶ 「メルマガ2020.11.13【DB・厚年基金】給付裁定時の本人確認手続きの簡素化等について(パブリックコメント)」を参照

(1) 給付裁定時の添付書類の省略に伴う規約変更・給付規程変更について

- 令和2（2020）年12月28日付省令改正により、給付の裁定請求において、請求書に添付が必要とされている生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から情報の提供を受けることにより生年月日の確認が行われた場合について、これらの書類の添付を不要とすることが可能になりました。
- 上記の取扱を利用する場合は、規約および給付規程の変更が必要になります。

【給付裁定時に、受給権者から基金に提出が必要な書類】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書に、生年月日を証する書類（住民票、戸籍抄本等）の添付が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書に、生年月日を証する書類（住民票、戸籍抄本等）の添付が必要。 ただし、<u>地方公共団体情報システム機構から情報の提供※を受けることにより</u>、生年月日の確認が行われた場合は、これらの書類（住民票、戸籍抄本等）の提出を不要とする。（引続き、住民票、戸籍抄本等の添付をすることも可能）

※地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けることについて

当該情報提供を受けるためには、あらかじめ基金が企業年金連合会と業務委託契約を締結したうえでDB規約における「業務の委託」の条に、当該委託業務について規定されている必要があります。企業年金連合会との業務委託契約締結については、以下をご確認ください。

【企業年金連合会ホームページ】情報収集等業務に係る情報提供について

<https://www.pfa.or.jp/activity/joho/index.html>

(2) 事務連絡の発出に伴う給付規程の変更について

- 令和4（2022）年5月18日に、以下の事務連絡が発出されております。
（企業年金連合会からの照会を受けて、厚生労働省より発出されたもの）

【事務連絡内容】一部抜粋

・企業年金連合会からの照会

確定給付企業年金における年金給付の受給権は、DB法第40条等において、「受給権者が死亡したときは消滅する」と規定されていることから、住民基本台帳ネットワークの死亡情報または日本年金機構の保有する年金個人情報（死亡失権情報）の提供を受けた際には、遺族からの死亡届の提出がない場合であっても、これに基づいて失権処理を行っても差支えないか。

・厚生労働省からの回答

住民基本台帳ネットワークの死亡情報等に基づいて、各企業年金等の責任と判断のもと、失権処理を行うことは差し支えない。ただし、DB法第99条等において、戸籍法上の死亡の届出義務者に対して、事業主等への届出の義務を課しているため、失権処理を行ったとしても、届出の勧奨は引き続き行う必要がある。

- 当該事務連絡を受けて、住民基本台帳ネットワークの死亡情報または日本年金機構の年金個人情報（死亡失権情報）により失権処理を行う場合は、給付規程の変更が必要となります。

議決する内容

- 給付裁定時に、地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けることにより生年月日の確認が行われた場合は、生年月日を証する書類の提出を不要とすることを規約・規程に定めることについて、議決を得る必要があります。
- 住民基本台帳ネットワークの死亡情報または日本年金機構の年金個人情報（死亡失権情報）により失権処理を行うことを規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 規約・給付規程ともに、代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

【規約変更】

- 届出不要。

【給付規程変更】

- 行政手続き不要。

対 象

- 全基金

概 要

- 令和4（2022）年5月1日付で、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和3年厚生労働省令第159号）が施行され、「制度終了したDBから個人型確定拠出年金（iDeCo）への残余財産の移換」が可能となりました。これに伴い、DB規約の変更が必要となります。

※とり急ぎの規約変更を要するものではありませんが、遅くとも、基金解散時までには規約変更が必要となります。

【制度終了DBの残余財産の取扱い】

改正前	改正後
制度終了DBの残余財産の取扱いの選択肢は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・一時金受取り （終了制度加入者等へ分配）・企業年金連合会への移換・企業型DCへの移換	制度終了DBの残余財産の取扱いの選択肢は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・一時金受取り （終了制度加入者等へ分配）・企業年金連合会への移換・企業型DCへの移換・iDeCoへの移換

議決する内容

- 「解散した基金からiDeCoへの残余財産の移換」を可能とする規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対 象

- 福祉事業を実施している基金。

概 要

- DB法令等において基金型DBが福祉事業を実施する場合はDB規約に規定することとされています。この場合においては、当該事業の個別具体的な内容を明らかにすることが必要であるとの見解が厚生労働省から示されました。
(なお、個別具体的な内容については、別途規程によっている場合も否定されないものとされています。)

項目	厚生労働省の見解（要旨）
福祉事業の記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上、福祉事業を行う場合には、当該事業に関する事項を規約に定める必要があるため、規約への定め方として、規約例にあるように<u>個別具体的な内容を明らかにすること</u>が考えられる。また、個別具体的な内容を明らかにせずとも、福祉事業に係る規程を整備したうえで、当該規程に基づき実施する旨定めることも否定されるものではないが、加入者・受給者等にとってみれば、どのような福祉事業が実施されているか明らかにされている前者の方が分かりやすい。
記載内容を変更する際の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・当件に関する、規約変更については届出となる。 (数理書類等は不要) ・規約変更は、遡及させる必要なし。 ・規約変更理由については、「明確化」でよい。 ・基金での決議は、理事長専決でも可。

議決する内容

- 福祉事業の個別具体的な内容を規約に規定することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 届出。

対 象

- AUPを導入する総合型DB基金。

概 要

- 総合型DB基金においては、年金資産（純資産）が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、会計監査又は合意された手続き（AUP）を受けることとし、令和元年度決算から適用することとされています。（平成30年6月22日付通知）
- 平成30（2018）年12月27日に、事務連絡「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項」が発出され、AUPを導入する総合型DB基金においては、AUPの実施費用を計上する勘定科目として、財務及び会計規程に、小分類科目「AUP費」を追加し、当該科目に計上することとされました。

<AUPを導入する場合>

【財務及び会計規程変更の内容】

- ・規程（別表第1）勘定科目表（業務経理業務会計）の大分類科目「流動負債」>中分類科目「未払業務委託費等」に係る、新たな小分類科目「未払AUP費」を追加します。
- ・規程（別表第1）勘定科目表（業務経理業務会計）の大分類科目「業務委託費等」>中分類科目「業務委託費等」に係る、新たな小分類科目「AUP費」を追加します。

※平成30年11、12月に開催した「ニッセイDB予算編成説明会」においては、厚生労働省への事前照会を踏まえ「AUP実施費」とご案内しておりましたが、上記事務連絡にて「AUP費」に改められております。既に「AUP実施費」にて規程変更済の場合は、ご連絡ください。

議決する内容

- 財務及び会計規程（別表）の勘定科目表に、AUPの実施費用を計上する新たな勘定科目を追加することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対 象

- 代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催する基金。

概 要

- 実施事業所が全国に点在するなどして、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが困難となる基金も想定されることから、平成29年11月8日付事務連絡により、代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催する場合の規約例・留意事項が示されております。
- 規約に規定することで、代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催することが可能です。
- また、当該代議員会の運営方法について、代議員会会議規程に規定してください。

【代議員会の運営方法】

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(代議員会の運営方法に関する規定なし)</p> <p style="text-align: center;">〔実態としては、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが原則〕</p>	<p>代議員会を次の方法により開催する場合の規約例・留意事項を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> － 書面による議決権又は選挙権の行使 － テレビ会議システム・ウェブ会議システム等※ <p>※テレビ会議システム・ウェブ会議システム等を利用する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案の審議前に、出席代議員（開催場所外から出席する者も含む）が相互に画像・音声を正確に発信・受信できているかを確認 ・ 正常に議論が交わされ、システムが正常に稼働した状態で審議が終了したことを議長が確認 ・ これらの確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載

(注1) 既に「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」にて代議員会を実施している場合で、規約・規程にその旨を定めていない場合は、速やかに規約・規程変更を実施してください。

(注2) 書面により議決権又は選挙権を行使する場合における、「賛否の意見を明らかにした書面」(議決権行使書)の雛形は別紙2、P95をご参照ください。

議決する内容

- 代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催し、当該運営方法を規約・規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 規約・代議員会会議規程ともに、代議員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

【規約変更】

- 届出要。

【代議員会会議規程変更】

- 行政手続き不要。

対象

- リスク対応掛金を拠出する基金、およびリスク分担型企業年金を導入する基金。

概要

- 平成28年12月14日付政省令・告示・通知等改正により、リスク対応掛金の拠出、およびリスク分担型企業年金の導入が可能となりました（平成29年1月1日施行）。
 - * また、財政悪化リスク相当額は、平成30年1月1日以降に計算基準日を迎える財政再計算より、（簡易型DB・受託保証型DBを除いて）全てのDBで算定が必要となります。
- このうち通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」において新たな勘定科目が追加されたことに伴い、リスク対応掛金を拠出する場合、およびリスク分担型企業年金を導入する場合は、財務及び会計規程に新たな勘定科目を追加する必要があります。

<リスク対応掛金を拠出する場合>

【財務及び会計規程変更の内容】

- ・勘定科目表（年金経理）貸借対照表の中分類「未収掛金」に係る、新たな小分類「未収リスク対応掛金」を追加します。
- ・勘定科目表（年金経理）損益計算書の中分類「掛金等収入」に係る、新たな小分類「リスク対応掛金収入」を追加します。

<リスク分担型企業年金を導入する場合>

【財務及び会計規程変更の内容】

上記に加え、

- ・勘定科目表（年金経理）貸借対照表の中分類「未収掛金」に係る、新たな小分類「未収リスク分担型企業年金掛金」を追加します。
- ・勘定科目表（年金経理）損益計算書の中分類「掛金等収入」に係る、新たな小分類「リスク分担型企業年金掛金収入」を追加します。

議決する内容

- 財務及び会計規程の勘定科目表に、リスク対応掛金の拠出・リスク分担型企業年金の導入に係る新たな勘定科目を追加することについて、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議委員会の議決（急施を要する等やむを得ない場合は、理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

リスク対応掛金を拠出・リスク分担型企业年金を導入する際は、別途規約変更等手続きが必要となります。
それぞれ拠出・導入をご検討の基金は、当社担当者までご相談ください。

【Ⅱ. 報告事項について】

対 象

- 全基金。

概 要

- 理事は、代議員会に対し、資産管理運用業務に関する情報を正確に、かつ、分かりやすく報告することとされており、報告の内容としては、下表の事項が考えられるとされています（資産運用ガイドライン^{※1}）。

※1 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」

【資産管理運用業務に関する報告事項】

	報告事項
①	運用の基本方針及び運用ガイドライン
②	運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等）
③	理事会における議事の状況
④	運用受託機関の選任状況・評価結果・リスク管理状況、スチュワードシップ活動に関する報告
⑤	基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報 ^{※2}

※2 詳細は別紙1、P31参照

報告する内容

- 資産管理運用業務に関する事項について、代議員会で報告します。

対 象

- 資産運用委員会を設置しており、前回の代議員会以降資産運用委員会を開催した基金。

概 要

- 資産運用委員会における議事の経過その他の情報について、代議員会に報告をしなければならないとされています。（DB法施行規則第84条の6第2項および資産運用ガイドライン※）

※「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」

- したがって、資産運用委員会を設置しており、資産運用委員会を開催した場合には、代議員会でその議事の状況について報告が必要です。

報告する内容

- 前回の代議員会以降開催した資産運用委員会の議事について、代議員会で報告します。

対象

- 行政監査（一般監査（書面監査・実地監査）・特別監査）を受けた基金。

概要

- DB法第101条、第102条にて規定されている監査を受けた基金は、その結果について、代議員会で報告することをお勧めします。当監査には、定期的を実施する「一般監査」、必要に応じて実施する「特別監査」があり、それぞれの内容は下表のとおりです。

<ご参考：DB監査の内容> ※「事業主等」とは、DBを実施する厚生年金適用事業所の事業主、および企業年金基金を差します。

		一般監査		特別監査
		書面監査	実地監査	
実施対象		<ul style="list-style-type: none"> 企業年金の実施から概ね3年を経過している企業年金の事業主等。 	<ul style="list-style-type: none"> 書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる企業年金の事業主等。 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する企業年金の事業主等。 <ol style="list-style-type: none"> ①企業年金の運営に関し、受給者及び加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があった企業年金の事業主等のうち、必要と認められる企業年金の事業主等。 ②一般監査の実地監査においては正または改善の命令を行った事業主等のうち、必要と認められる企業年金の事業主等。
実施方式・実施手順	監査通知	<ul style="list-style-type: none"> 監査通知と様式（監査資料）が送付される。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査実施日について、事業主等と調整し、監査実施日の概ね1カ月前に監査通知が送付される。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査通知は、証拠隠滅、関係書類の改ざん等のおそれがある場合には監査直前に行うこともある。
	監査方法	<ul style="list-style-type: none"> 様式（監査資料）に記入し提出期限（監査通知の到達から概ね1カ月後）までに地方厚生（支）局に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生（支）局の担当官が実施事業所、基金事務所に赴き <u>又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により</u>、関係書類、帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生（支）局の担当官が実施事業所、基金事務所に赴き <u>又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により</u>、関係書類、帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行う。
結果通知		<ul style="list-style-type: none"> 監査結果は、様式（監査資料）提出後、概ね2カ月以内に文書で通知。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果は、監査終了後、概ね1カ月以内に文書で通知。 改善状況の確認が必要な場合には、通知の際に期限を付して是正改善報告を求める。 改善状況を実地に確認する必要がある場合は、実地により確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果は、後日、文書で通知。

※令和6（2024）年3月29日付の通知、事務連絡の発出により、デジタル技術を活用した方式により実地監査又は特別監査を実施することが可能になりました。（表の赤字・下線部分）

年金NEWS2024.4.26「『閲覧』・『監査』のデジタル化等に関する通知・事務連絡の発出について」

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2024/nenkin/n746_nenkin_news_20240426.pdf

報告する内容

- 行政監査の結果について、代議員会で報告します。

【Ⅲ. その他事項について】

対 象

- 全基金。

概 要

▶▶▶ [年金NEWS2022.2.1「\[DB・DC\]DC法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」](#)を参照

- 令和4（2022）年1月21日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第13号）が公布され、企業型・個人型DCの掛金の合算管理に関する規定の整備が行われましたが、同じ機会に、DB等の他制度掛金に関連するDB法施行規則の改正も行われています。
- この中で、「DB規約の変更に係る事業主への情報提供」について新たに定められましたので、代議員会運営において、ご留意いただくようお願いします（[2024年12月1日施行](#)）。

<DB法施行規則>

（規約の変更に係る事業主への情報提供）

【新設】

第85条の3 第八条第二項の代表は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主（当該代表を除く。）に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

2 基金は、規約の変更をしようとするときは、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

- 従前より制度変更等に係る規約変更に際しては、事業主への説明を実施してきたかと思われませんが、[施行日（2024年12月1日）以降は、全ての規約の変更の際に、事業主への情報提供が必要です。](#)その形式や方法については示されてはおりませんが、少なくとも、[新旧対照条文や施行日](#)の連携が必要になると思われます。

概要

- 厚生労働省は、令和2年12月25日、「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」を公布しました（施行日：令和2年12月25日）。
また、以下の通知・事務連絡において、通知等に基づく様式についても押印等を不要とする等、所要の改正が行われました。併せて、同通知等では、法令や通知等に基づく様式とは別に、厚生局で独自に定められている様式等についても、押印を求める手続きの見直しに積極的に取り組むよう求められています。
 - ・押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年発1225第8号）
 - ・押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年企発1225第12号）
 - ・押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について（令和2年12月25日事務連絡）
- これに伴い、厚生労働省または地方厚生（支）局に規約変更等に関する各種書類を提出する際に、押印が求められている手続きについて、原則押印が不要となりました。
- 本改正を受けて、改正前の様式（押印欄がある書面のことを指し、以下「旧様式」といいます。）で押印をせずに提出される際には、押印欄の「印」の文字を手書き二重線で抹消していただくよう、お願いいたします（訂正印は不要です）。
- 本改正の趣旨は、厚生労働省または地方厚生（支）局に各種書類を提出する際の押印を必須としないことにあり、押印を禁止するものではありません。あくまで事業主（基金）様の手続きの自由度を高める趣旨であり、旧様式で提出する場合も、押印有無によって不備としないことが『押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（年発1225第1号）』等に経過措置として明記されているため、本改正を理由に作成途上の提出書類の作り直し等の対応をいただく必要はありません。
- なお、企業年金制度の運営にあたり、基金・事業所内で定められている手続・様式については、方針が示された際に適宜お知らせしてまいります。

書 類	取扱い												
規約変更に関する書類	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。												
労働組合の同意 （給付減額含む）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>労働組合代表者氏名</th> <th>押印</th> <th>厚生局受付可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自署</td> <td>なし</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>記名（印字）</td> <td>あり</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>記名（印字）</td> <td>なし</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	労働組合代表者氏名	押印	厚生局受付可否	自署	なし	可	記名（印字）	あり	可	記名（印字）	なし	不可
労働組合代表者氏名	押印	厚生局受付可否											
自署	なし	可											
記名（印字）	あり	可											
記名（印字）	なし	不可											
減額同意書等の 原本証明	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。												
財政決算書類 （事業に関する報告書、 決算に関する報告書）	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で書類に「印」の文字があるときは二重線で抹消。												

【ご参考：理事会・代議員会における会議録等の署名の取扱いについて】

- 代議員会の会議録については、DB法施行令第18条第2項において署名が必要とされています。（理事会の会議録については、DB規約例において「第23条第1項から第3項までの規定（代議員会の会議録についての規定）を準用」とされており。）
- 理事会・代議員会の会議録への署名要否について、企業年金連合会が厚生労働省に確認をしたところ、令和3年2月15日付で以下のとおりの回答を得た旨、会員向けに連絡されています。

<厚生労働省からの回答>

新型コロナウイルス感染防止等の観点から、厚生労働大臣・地方厚生（支）局長に書面で提出する届出等の署名の取扱いについては、当分の間、署名がなくとも届出等を受理するよう、令和2年9月11日付で地方厚生（支）局宛て通知しているところ。

この取扱いを踏まえ、企業年金基金における代議員会の会議録についても署名がなくとも差支えないこととする。

また、書面による賛否表明についても、必ずしも書面による方法によらなくともよいこととする。

ただし、これらの取扱いを行うに当たっては、代議員会において何らかの形で各委員の了承を得てから行うことが望ましい。

なお、理事会については法令上の規定があるものではないため、理事会の会議録に署名することを法令上求めているものはないが、代議員会の会議録と同様に取扱って差し支えない。

- 以上の回答について、基金において今年度も同様のお取扱いを希望される場合は、個別に各地方厚生（支）局にご照会ください。

対 象

- 全基金。

概 要

- 平成29年11月8日付通知改正により「代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと」が規定されました。※

※平成30年10月1日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時の選定から適用

- これに伴い、適用開始時以降の代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供の実施が必須となります。
- 具体的な方法としては、代議員会議事録（写）の全事業所への配布、HPの活用等が考えられます。

【代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供】

改正前	改正後
(代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供に関する規定なし)	・代議員会で審議された事項等について、 <u>代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。</u>